

日本通信株式会社から申請のあった
卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問
総務大臣裁定案（概要）

令和2年2月4日
総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

1 事案の概要

申請概要

本件申請は、日本通信株式会社が、株式会社NTTドコモの音声卸役務の提供に関し、協議が調わないとして、電気通信事業法第39条において準用する法第35条第3項の規定により、総務大臣に対して裁定を求めるもの。

【裁定を求める事項】

1. ドコモに対し、音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、本件申請の申請人である日本通信に卸役務として提供すべきとの裁定を求める。
2. 前記1. で求める事項を具現化した卸役務の一つとして、ドコモが現在「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」の名称で利用者に提供している音声通話料の定額サービスを、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、日本通信に提供すべきとの裁定を求める。

当事者

日本通信

- 法第16条の規定に基づき総務大臣に届出をし、電気通信役務を提供する電気通信事業者。
- 平成22年4月から、ドコモのネットワークを活用し、MVNO(※)として音声通話サービスを提供。

※ MNO(移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用する者をいう。以下同じ。)の提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用しない者をいう。

ドコモ

- 法第9条の規定に基づき総務大臣の登録を受け、電気通信役務を提供する電気通信事業者。
- MNOに該当。

裁定対象の卸役務

本件申請は、音声卸役務の料金について裁定を求めるもの。具体的には、ドコモの「卸携帯電話サービス契約約款」記載の「第3種卸FOMA」(3G)の「通話モード」及び「第3種卸Xi」(3G・4G)の「通話モード」の基本使用料及び通信料に関して裁定を求めるもの。

- 「第3種卸FOMA」の「通話モード」の料金の現状
基本使用料：1契約当たり月額834円、通信料、30秒当たり14円相当（「卸FOMAタイプSS」の例）
 - ✓ 定期利用期間3年及び契約数1001回線以上の場合。
 - ✓ 基本使用料は、「通話モード」、「64kb/sデジタル通信モード」、「パケット通信モード」及び「ショートメッセージモード」の全体のものとして設定されている。
 - ✓ エンドユーザー向けの「バリュープラン」の料金を基礎とし、一定割合を控除するいわゆるリテールマイナス方式により設定することとされている。
- 「第3種卸Xi」の「通話モード」の料金の現状
基本使用料：1契約当たり月額666円、通信料：30秒当たり14円相当
 - ✓ 定期利用期間3年及び契約数2001回線以上の場合。
 - ✓ 基本使用料は、「通話モード」、「64kb/sデジタル通信モード」、「データ通信モード」及び「ショートメッセージモード」の全体のものとして設定されている。
 - ✓ エンドユーザー向けの「タイプXi」の料金を基礎とし、一定割合を控除するいわゆるリテールマイナス方式により設定することとされている。

音声卸役務の料金の設定経緯

- 両当事者は、平成22年4月15日、「第3種卸FOMA」に係る契約を締結。基本使用料及び通信料は、以降、現在に至るまで変更はない。
- 両当事者は、平成25年1月16日、「第3種卸Xi」に係る契約を締結。基本使用料及び通信料は、以降、現在に至るまで変更はない。

2 その他判断において重要と考えられる事項

- MVNOのネットワークの調達は、法上、卸役務によるものと接続によるものが並立しており、いずれを採用するかは当事者間の協議に委ねられている。
- これは、法が、原則非規制の卸役務と、提供料金及び提供条件について厳格な規律が適用される接続を並立させることにより、提供料金及び提供条件の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られることを期待したため。

【卸役務制度】

- 卸役務は、法第29条第1項第10号において「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」と定義。
- 原則として、役務提供事業者に対して役務提供義務が課されていないほか、提供料金及び提供条件について規制が課されておらず、相対協議による設定が可能となっている。ただし、一部の卸役務については届出義務の対象となる、卸役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない等の規律が課せられている。

【接続制度】

- 接続は、電気通信設備相互間を電氣的に接続すること。電気通信回線設備を設置する電気通信事業者に、他の電気通信事業者からの接続請求に応諾する義務が課されている。
- 接続については、相対的に多数の端末設備を収容する電気通信設備を指定し、当該設備(二種指定設備)を設置する電気通信事業者に対して、接続料及び接続条件について接続約款の策定・届出、適正な原価に適正な利潤を加えたものとして算定された金額を超えない範囲内での接続料の設定等の規律が課されている。
- これは、周波数の有限希少性等により寡占的市場が形成されているモバイル市場において、二種指定設備を設置する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたもの。ドコモの設置する電気通信設備は、平成14年に指定されている。

指定設備を用いた卸役務に関する制度

- 二種指定設備は、寡占的市場が形成されているモバイル市場において相対的に多数の端末設備を收容する電気通信設備であり、二種指定事業者は、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがある。
- 二種指定設備の特殊性に鑑み、二種指定設備を用いる卸役務は、他の事業者による円滑な利用を図る観点から、法において、他の卸役務とは異なる取扱いがなされている(二種指定設備を用いる卸役務に係る届出、総務大臣による当該卸役務に関する情報の整理・公表等)。
- 本件音声卸役務は、二種指定設備を用いる卸役務に該当する。

卸役務に関する裁定制度

- 法は、卸役務の提供に関する契約の細目について、協議が調わない場合には、裁定を申請することを可能としている。
- 卸役務の提供は、他の事業者によるネットワークの迅速かつ円滑な構築を可能とし、より高度かつ多様な電気通信サービスの提供やより広い地域での電気通信サービスの提供を可能とするものであるため、その円滑な提供は、利用者にとっても当事者たる他の事業者にとっても有益である等、特に公共性の高いものである。
- しかし、全ての事業者が対等の地位に立って協議ができるわけではなく、協議が円滑に進まず、卸役務の円滑な提供が困難となる場合があることから、卸役務を裁定の対象とし、当該役務の迅速かつ円滑な提供を可能とすることで、公正競争の確保や利用者利益の保護を図ることとしたもの。
- 裁定があった場合は、その内容により協議が調ったものとみなされ、両当事者は、私法上の債権債務関係にあることとなる。

(3) 音声通話サービスに係るコストの状況

ドコモの音声通話サービスに係るコストは、以下の状況からその推移についてうかがい知ることが可能。

トラヒックに連動するコストの推移

- トラヒックに連動するコストは、ドコモの音声網の利用に係るコストと他の電気通信事業者の音声網の利用に係るコストから構成されるが、ドコモにおいても他の電気通信事業者についても、**音声網のトラヒック連動コストを示す着信接続料は一貫して低下している。**

※なお、加入電話の着信接続料は上昇傾向にあるが、携帯電話等発の呼のほとんどが携帯電話等着であることから、コストへの影響は軽微と考えられる。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ドコモ	0.087	0.068	0.067	0.057	0.054	0.052808	0.044138	0.041562	0.040181
KDDI	0.104	0.093	0.082	0.071	0.066	0.064	0.056614	0.053823	0.055500
ソフトバンク	0.127	0.099	0.082	0.073	0.069	0.069	0.056977	0.056937	0.057436
加入電話 (NTT東西)	6.38	6.96	6.57	6.79	6.81	6.84	7.22	7.33	7.68
ひかり電話 (NTT東)	5.73	5.71	5.00	4.61	4.06	3.31	2.81	2.22	1.50
ひかり電話 (NTT西)	6.33	6.30	5.73	5.36	4.68	3.81	3.18	2.63	1.93

※ ドコモ、KDDI及びソフトバンクは1秒当たり、加入電話及びひかり電話は3分当たりの金額を記載。

トラヒックに連動するコストは、平成22年度以降、一貫して低下していると見ることが可能。

契約者数に連動するコストの推移

- ドコモが設定しているデータ伝送交換機能の回線管理機能の接続料は、ドコモの音声通話サービスの契約者数に連動するコストにほぼ等しいと考えられる。**回線管理機能の接続料は、低下傾向。**

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
接続料	96	96	96	99	99	101	97	94	89

契約者数に連動するコストは、平成22年度以降、低下傾向にあると見ることが可能。

ドコモの音声通話サービスに係るコストは、平成22年度以降、低下していると合理的に推定できる。

ドコモは、日本通信との契約締結後、エンドユーザ向けに、段階的に、定額制の料金の設定及び準定額制の料金の設定並びにそれらの見直しを行ってきている。

【エンドユーザ向け音声通話サービスの主な変遷】

	定額制	準定額制
平成26年6月	「カケホーダイ」 <ul style="list-style-type: none">2,700円/月で国内通話無料	
平成27年9月		「カケホーダイライト」 <ul style="list-style-type: none">1,700円/月で5分以内の国内通話無料5分超は20円/30秒
令和元年6月	「ギガホ」「ギガライト」のオプション設定 「かけ放題オプション」 <ul style="list-style-type: none">+1,700円/月で国内通話無料	「ギガホ」「ギガライト」のオプション設定 「5分通話無料オプション」 <ul style="list-style-type: none">+700円/月で5分以内の国内通話無料5分超は20円/30秒


3 判断・裁定案(裁定事項1)


【裁定が求められている事項】

ドコモに対し、音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、本裁定申請の申請人である日本通信に卸役務として提供すべきとの裁定が求められているものである。

1 裁定要件の充足の適否

- 裁定を申請できるのは、「卸電気通信役務の提供に関し、当事者取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないとき」に限られる。これに関し、日本通信とドコモの間において、裁定事項1に関する協議が行われていたかについて争いがある。
- ドコモは、裁定事項1を現在の音声卸役務の料金の値下げと捉え、料金の値下げについては、令和元年10月4日に要望があったもので、具体的な内容についての協議は行っていない旨主張。
- 日本通信は、当該要望について、同年11月8日の回答では何ら記載がなかったことから、今後の進展は見込めず、協議は不調に終わったと結論せざるを得ない旨主張。

- 
- 日本通信が送付した令和元年10月1日付けの文書に「音声通話サービスを能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金で、当社に卸していただきたい」と記載され、協議事項とされており、同月4日、対面での協議において当該文書により要望がなされていること、ドコモが送付した同年11月8日付けの文書では、回答が示されておらず、回答を保留する旨の記載がないことが事実として認められる。
 - こうした事実を踏まえれば、ドコモは書面による要望及び対面協議を踏まえた十分な検討を行った上で、回答を示さない判断を行ったと推認できる。よって、対面においても書面においても協議が行われたものと解することが適当。さらに、対面協議を経た上で、ドコモが回答を示さず、また回答を保留する旨の記載を行わなかったことをもって、日本通信が、協議が調わない状況にあると解釈したことには合理性が認められる。



裁定事項1は、協議が調わない場合に該当するものであり、裁定申請の要件を充足している。


2 判断基準


- 過去の裁定事案に照らし、法の趣旨、すなわち、公正競争の促進の観点、利用者利益の保護の観点、電気通信の健全な発達の観点からそれぞれ検討する。

3 具体的検討

(1) 公正競争の促進の観点

- 検討は、卸役務制度の趣旨を踏まえつつ、公正競争上の弊害の程度を勘案して行うことが適当。具体的には、現に公正競争上の弊害が顕著に現れていると認められるか、高度に先進的なサービスに係るものであり事業者ごとの個別ニーズに応える弾力的・柔軟な提供が期待されるかについて、検討することが適当。
- ネットワーク提供に係る市場はMNO3社による寡占的な市場となっており、MNOは、卸役務の協議において交渉上優位な地位に立つ可能性がある。MNOが、エンドユーザ向け市場においてMVNOと競合していることを考えれば、交渉上の優位性を背景として、公正競争上の弊害を引き起こすおそれがある。
- 本事案については、音声通話サービスに係る原価は低下していると合理的に推定でき、その間、ドコモは、エンドユーザ向けの定額制の料金の設定及び準定額制の料金の設定並びにそれらの見直しを行ってきたにもかかわらず、音声卸役務の料金は長期にわたり変更されていない。このことから、ドコモは、意図的、非意図的の別にかかわらず、交渉上の優位性を背景として、音声卸役務の料金を高止まりさせていると推認できる。
- 日本通信は、音声通話サービスに係る主要なコストである音声卸役務の料金の高止まりにより、ドコモが実現してきたエンドユーザ向けのサービスに対抗できるようなサービスを提供することができなかつたと見ることができ、公正競争上の弊害は顕著であると判断できる。
- 音声通話サービスは最も基礎的で成熟したサービスであり、事業者間協議における新たなニーズの創出と多様なサービスの弾力的・柔軟な提供の実現を期待し、その確保を重視するよりも、公正競争上の弊害に対応することを重視すべきであると判断できる。

- 卸役務の代替手段として接続が確保され、接続制度によって適正かつ公平な提供料金及び提供条件が実現している場合、卸役務において適正な契約交渉が行われ、結果的に公正競争が確保されることが期待できる。
 - この点、ドコモは、中継電話を挙げて、日本通信が接続方式を選択することが可能である旨主張している。
 - 日本通信は、中継電話について、事業者識別番号を入力し損ねた場合にはドコモの音声卸役務を利用することとなってしまうこと等の課題がある旨主張している。これに対し、ドコモは、こうした課題について、創意工夫によって解消可能とし、一例として、ドコモの交換機において事業者番号を付与する開発を行うことが可能との見解を示している。
- 

- 今後、中継電話における課題を解消しつつ音声通話サービスの接続による提供が実現される可能性は皆無とは言えないが、現時点において、接続により音声卸役務を代替する方法はないと認められる。
 - なお、検討が進められ、将来的に、卸役務の代替手段として接続による音声通話サービスの提供が実現し、有効に機能していると認められる場合には、卸役務において適正な契約交渉が行われることが期待できるため、両当事者は、再協議を行うこととすることが適当である。
- 

こうした状況を総合的に勘案すると、公正競争の促進の観点からは、音声卸役務の料金は、適正な水準とすることが適当であり、電気通信事業は自然独占性を有していることを踏まえれば、適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定することが適当である。

(2) 利用者利益の保護の観点

- 音声卸役務の料金が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとして設定されることで、日本通信とMNOとの間の競争が促進され、低廉かつ多様な音声通話サービスが提供されることが期待される。



- 利用者利益の保護の観点からは、音声卸役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定することが適当である。

(3) 電気通信の健全な発達の観点

- ドコモは、技術革新等の激しい市場において、多様なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進の観点から、卸役務は、自由なビジネスベースでの提供がなされるべきである旨主張している。
- 日本通信は、要望する内容が認められることによってイノベーションが阻害されるとは考えられない旨主張している。
- 卸役務の提供は、イノベーションの促進の効果が期待されるものであるが、音声通話サービスは、携帯電話サービスの導入以来提供されてきた、最も基礎的で成熟したサービスであることを踏まえれば、多様なサービスの弾力的・柔軟な実現を期待し、その確保を重視するよりも、公正競争上の弊害に対応することを重視すべきである。



- 電気通信の健全な発達の観点からは、音声卸役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定することが適当である。

- ドコモは、日本通信に対して提供する音声卸役務の料金を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとする。当該金額の算定方法、課金方法、精算方法等については、以下のとおりとする。

 - ✓ 音声卸役務の料金は、設備の使用料とする考え方に基づき、適正な原価は、設備の構築・維持・保全に関連する費用を基本とするが、設備への帰属が認められる営業費及び当該役務の提供の際に必要な営業費についても原価への算入が許容されるものとする。適正な利潤は、設備構築に係る資本調達コストと捉え、自己資本費用、他人資本費用及び利益対応税を算定する方式を採用することとする。
 - ✓ 課金単位については、音声卸役務の料金のうち、契約数に連動する費用に係る料金については、1契約とし、通話時間に連動する費用に係る料金については、1秒とすることとする。
 - ✓ 後者の課金方法としては、各呼の通信経路に応じて課金する方式と、通信経路に関係なく全ての呼について一律に課金する方式が考えられるところ、どの方式を採用するかは、当事者間の協議に委ねることとする。
 - ✓ 音声卸役務の料金は、原価、利潤及び課金単位の実績値を反映し毎年度更新することとする。その際、更新後の料金により当該実績値の発生年度の期首まで遡及して精算することとする。
- 本裁定に基づき新たにドコモが設定する音声卸役務の料金は、裁定日から適用することとする。当該料金の設定が裁定日の翌日以降となる場合には、設定後速やかに裁定日まで遡及して精算を行うこととする。ドコモは、裁定日から起算して6月を超えない期間内に当該料金を設定するものとする。
- 将来的に、音声卸役務の代替手段として、接続による提供が実現し有効に機能していると客観的に認められる場合には、接続約款の届出後、当事者の一方は、音声卸役務の提供料金等についての再協議を請求することができるものとし、相手方当事者は真摯に協議を行わなければならないものとする。

 - ✓ この場合において、当事者の一方は、3月の事前通告により、本裁定による債権債務関係を将来に向かって消滅させることができるものとする。ただし、相手方当事者から、本裁定による債権債務関係の継続の申入れがあった場合は、当該通告があった日から1年を超えない期間において継続するものとする。

4 判断・裁定案(裁定事項2)

【裁定が求められている事項】

音声卸役務の料金において、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金により、ドコモがエンドユーザ向けの音声通話サービスの料金として設定している「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」と同じ定額課金及び準定額課金での料金設定を行うべきとの裁定が求められているものである。

1 裁定要件の充足の適否

- 音声卸役務の課金方法に係る協議は、平成26年から継続。ドコモは、一貫して、定額課金及び準定額課金の設定を拒絶しており、協議の進展が見られないため、協議が調わないと判断することが適当である。

2 判断基準

- 裁定事項1と同様、公正競争の促進の観点、利用者利益の保護の観点、電気通信の健全な発達の観点からそれぞれ検討する。

3 具体的検討

① 公正競争の促進及び利用者利益の保護の観点

- 音声卸料金における定額課金等の設定について、日本通信は、競争が促進され、利用者利益の増大に資する旨主張。ドコモは、リスクを日本通信自らが負うのではなくMNOに取らせるものである旨主張。
- 確かに、定額課金等の設定により、日本通信は、収入が原価を下回るリスクにさらされることなく、エンドユーザ向けの定額課金等の設定が可能となり、この点、利用者利益の増大に資すると言える。
- しかし、日本通信のエンドユーザにおける1契約者当たりの通話時間が過剰に生じる局面にあっては、ドコモにおいて、収入が原価を下回ることは明らか。定額課金等を設定させ、ドコモに原価割れリスクを負わせることは、不当に有利な条件で日本通信に音声卸役務を提供させることとなり、公正競争確保の観点から妥当性を欠く。
- 定額課金等の設定は、利用者利益の増大に資するとしても、公正競争の確保に支障を生じさせてまで実現を図るべきものとは言えず、当該設定を行わなければならないと判断することは相当ではない。
- ただし、協議により定額課金等を設定することまでを否定するものではない。

② 電気通信の健全な発達の観点

- 電気通信の健全な発達の観点から、定額課金等の設定を行わなければならないと判断する理由は見当たらない。

③ その他検討すべき事項

- 日本通信は、ドコモが定額課金等をエンドユーザ向けに設定しているのに日本通信向けに設定しないのは不当な差別的取扱いに当たる旨主張。
- 法第6条の規定により、電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならないこととされており、そのため、電気通信事業者は、MVNOから、他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一の提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならないものと解される。
- 本件については、ドコモにおける原価割れリスクを生じさせるものであることから、ドコモが設定を拒むことには合理的な理由があるものと認められる。

4 裁定案

- 音声卸役務の料金において、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を基本とする料金により、ドコモがエンドユーザ向けの音声通話サービスの料金として設定している「かけ放題オプション」及び「5分通話無料オプション」と同じ課金単位の料金設定を行うべきとするは適当ではない。

＜参考資料＞

○電気通信事業法(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号)(抄)

(電気通信設備の接続に関する命令等)

【第三十九条に基づく卸役務への準用による読替後】

第三十五条(略)

2(略)

3 電気通信事業者の卸電気通信役務の提供に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないときは、当該電気通信事業者と契約を締結しようとする電気通信事業者は、総務大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第百五十六条第二項において準用する第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

4(略)

5 総務大臣は、前二項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

6 総務大臣は、第三項又は第四項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 第三項又は第四項の裁定があつたときは、その裁定の定めるところに従い、当事者間に協議が調つたものとみなす。

8 第三項又は第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定があつたことを知つた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

9 前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

10 第三項又は第四項の裁定についての審査請求においては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

(卸電気通信役務の提供についての準用)

第三十九条 第三十五条第三項から第十項まで及び第三十八条第一項の規定は、卸電気通信役務の提供について準用する。(略)

(設置及び権限)

第百四十四条 総務省に、電気通信紛争処理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2(略)

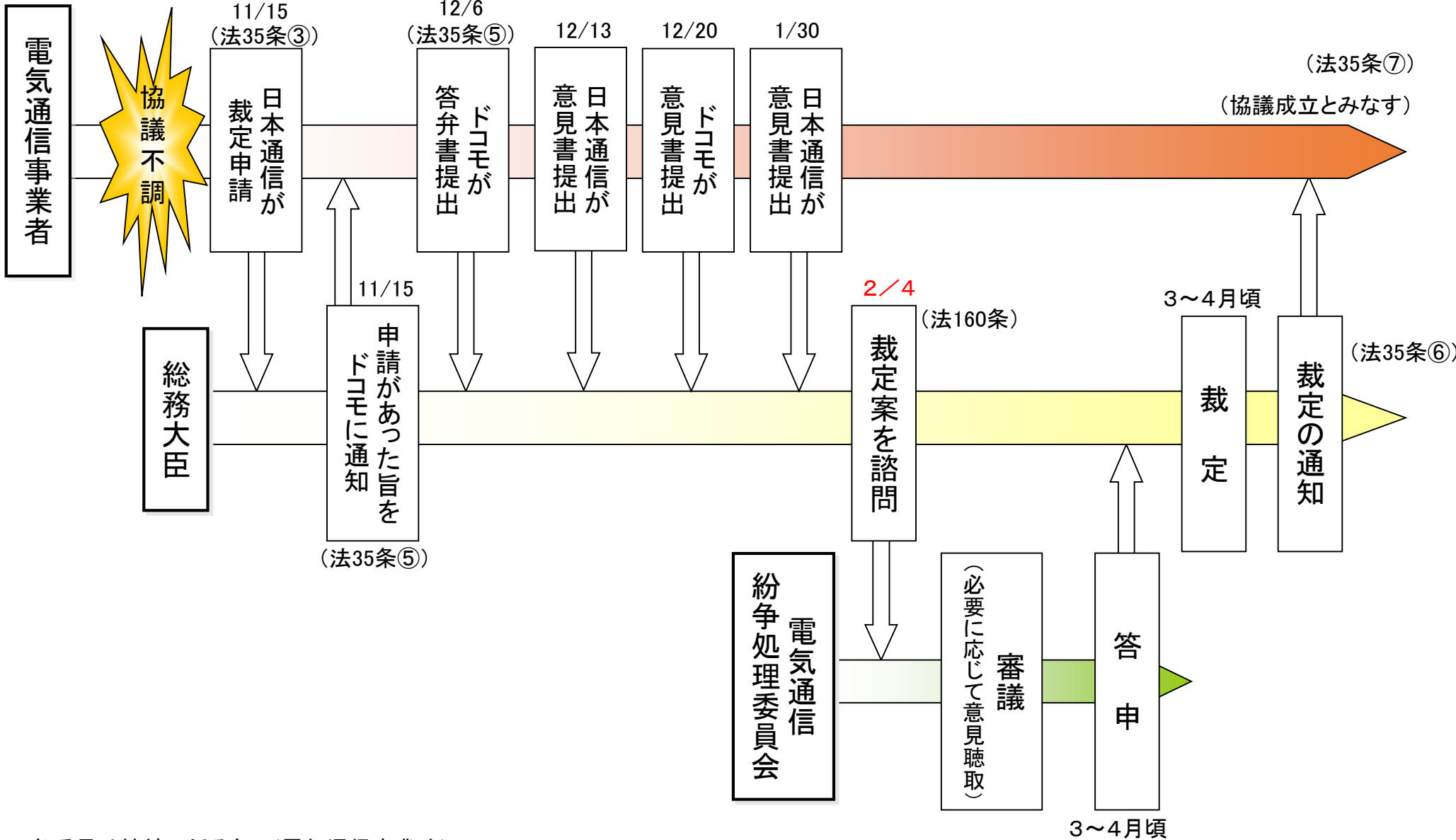
(委員会への諮問)

第百六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会*に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一(略)、第三十九条において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による卸電気通信役務の提供に関する裁定、(略)

二(略)

スケジュール



条番号は接続に係るもの(電気通信事業法)。
卸については、法39条によりこれらの規定を準用。

1 MNOとMVNO

(1)MNO

移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用する者をいう。

(2)MVNO

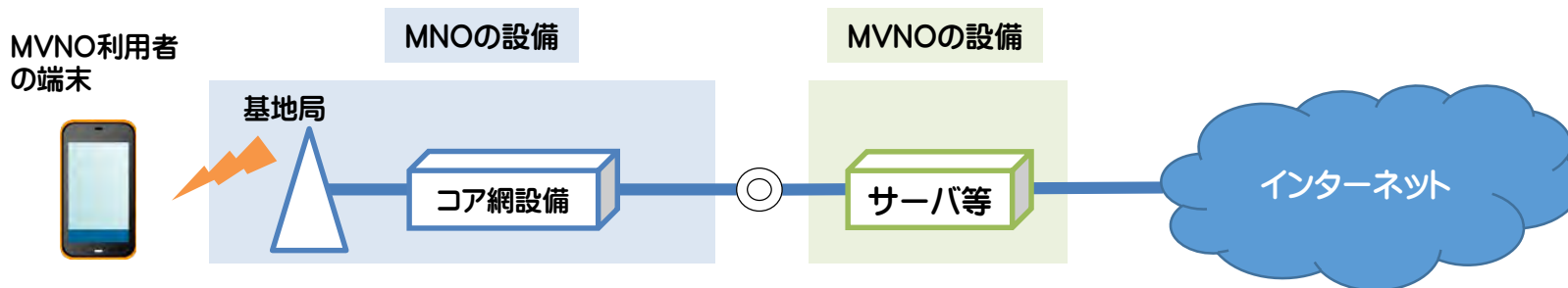
MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用しない者をいう。

MVNOの例(契約数(SIMカード型)上位5者)

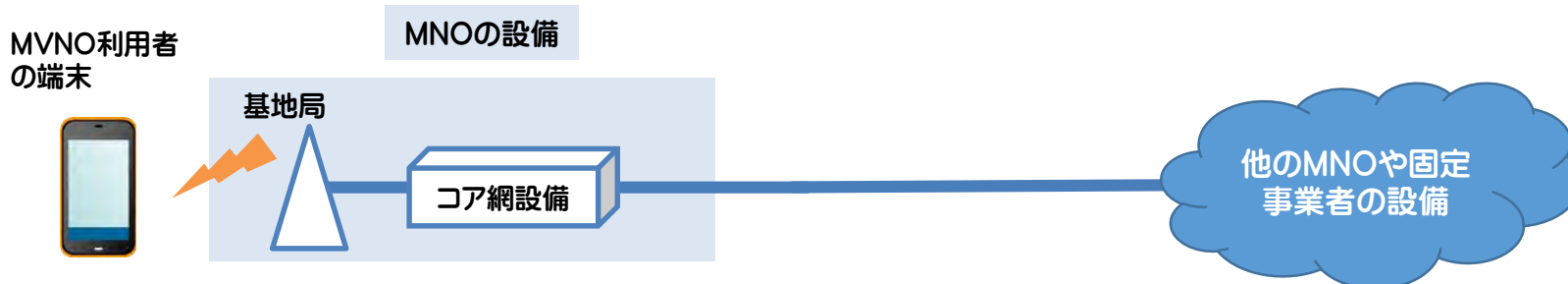
- ・楽天(楽天モバイル) 
- ・インターネットイニシアティブ(みおふおん) 
- ・NTTコミュニケーションズ(OCNモバイルone) 
- ・オプテージ(マイネオ) 
- ・ビッグロブ(BIGLOBEモバイル) 

2 MVNOによるMNOネットワーク利用の形態

(1)設備を「接続」することによりネットワークを利用する形態(データ)



(2)設備を「接続」することなくネットワークを利用する形態(音声)



接続と卸役務の関係について

- 接続とは、電気通信設備相互間を電氣的に接続することをいう。(相互間で通信が可能な状態)
- 卸電気通信役務とは、「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」(法第29条第1項第10号)をいう。
- 電気通信設備が電氣的に接続される場合について、接続に関する協定により料金・条件を決定する方法以外に、**物理的な接続形態を変えないまま、契約形態上「卸役務」方式とすることにより、当事者間の相対交渉により料金・条件を決定することも可能。**

	接続方式	当事者による選択が可能	卸役務
概要	自らの電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備を相互に接続し、 <u>それぞれの事業者が、利用者に対し、自らの電気通信設備に係る電気通信役務を提供する方式</u>		一方の電気通信事業者が、利用者としての立場で、他方の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受け、 <u>前者が、利用者に対し、これを再販する方式</u>
提供/接続に係る義務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 提供すべき機能(接続機能)は総務省令で規定 ■ <u>接続応諾義務あり</u> ■ 不当な差別的取扱いは<u>業務改善命令の対象</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ■ どの役務を提供するかは事業者間で決定 ■ <u>役務提供義務なし(※)</u> ■ 不当な差別的取扱いは<u>業務改善命令や禁止行為規制の対象</u>
料金・条件に係る義務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一種指定事業者の場合 <u>認可を受けた接続約款に基づき協定を締結することが必要</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>相対取引により個別に契約を締結することが可能</u> ただし、第一種・第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供については、公正競争への影響が大きい事業者への卸電気通信役務の料金や提供条件等の事後届出の義務を課すとともに、その届出内容を総務大臣が整理・公表。

※ ただし、基礎的電気通信役務又は認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、当該電気通信役務の提供を拒んではならない(法第25条、第121条)。指定電気通信役務については、正当な理由がなければ、保障契約約款による提供を拒んではならない。

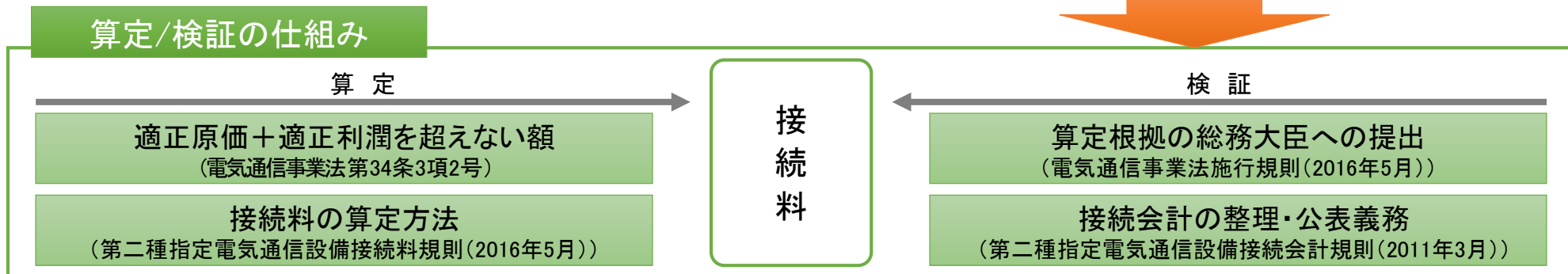
第二種指定電気通信設備制度

- 相対的に多数のシェアを占める者が有する「接続協議における強い交渉力」に着目し、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられた制度。
- 接続料算定の適正性向上の観点から、これまでに算定/検証の基本的枠組みが整備。

算定: 「適正原価+適正利潤を超えない額」、「接続料の算定方法」

検証: 「算定根拠の総務大臣への提出」、「接続会計の整理・公表義務」

	第一種指定電気通信設備制度(固定系)	第二種指定電気通信設備制度(移動系)
規制根拠	設備の不可欠性(ボトルネック性)	電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力
指定要件	都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTT東日本・西日本を指定(1998年)	業務区域ごとに 10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること NTTドコモ(2002年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、沖縄セルラー(2002年)、WCP(2019年)、UQ(2019年)を指定
接続関連規制	■ 接続約款(接続料・接続条件)の認可制 ■ 接続会計の整理・公表義務 (※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務	■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制 ■ 接続会計の整理・公表義務



- 第二種指定電気通信設備制度における**接続料**は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「**能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの**」を超えてはならない」され、その**算定対象機能(アンバンドル機能)**や**具体的な算定方法**は、**第二種指定電気通信設備接続料規則、電気通信事業法施行規則等で規定**されている。
- 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証している。

(1)アンバンドル機能

- 電気通信事業法において、総務省令で定める機能について接続料の設定が義務付けられている。
- 接続料の設定を要する機能として、第二種指定電気通信設備接続料規則において、次の4つの機能が規定されている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

④SMS伝送交換機能

(2)接続料の算定方法

- 電気通信事業法において、接続料は適正原価＋適正利潤を上限として設定する旨規定されている。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則において、原価、利潤及び需要の実績値に基づく「実績原価方式」による接続料の算定方法について規定されている。

$$\boxed{\text{接続料単価}} \leq \frac{\boxed{\text{適正な原価}} + \boxed{\text{適正な利潤}}}{\boxed{\text{需要}}}$$

- 電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定されている。

第二種指定電気通信設備制度における接続料の算定方法

原価

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」の費用に基づいて算定

設備管理運営費

対象設備等に係る費用の額を基礎として算定

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用を基礎として算出

+

利潤

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定
※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

$$\text{他人資本費用} = \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利率}$$

正味固定資産価額 + 繰延資産 + 投資その他の資産 + 貯蔵品 + 運転資本

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価額を基礎として算定された額

繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定

設備管理運営費(減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。) × (機能の提供から接続料収納までの平均的な日数 / 365日)

負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定

有利子負債(社債、借入金及びリース債務)に対する利率及び有利子負債以外の負債に対する利率相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したもの

有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定

当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値

+

$$\text{自己資本費用} = \text{レートベース} \times \text{自己資本比率} (1 - \text{他人資本比率}) \times \text{自己資本利率}$$

期待自己資本利率の過去3年間(リスク(通常の予測を超えて発生し得る危険)の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利率に比して高い年度を除く。)の平均値を基礎とした合理的な値

リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (主要企業の平均自己資本利率 - リスクの低い金融商品の平均金利)

移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したもとして総務大臣が別に定める値又は1のいずれか低い方の値

+

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利率相当率}) \times \text{利益対応税率}$$

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定

法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

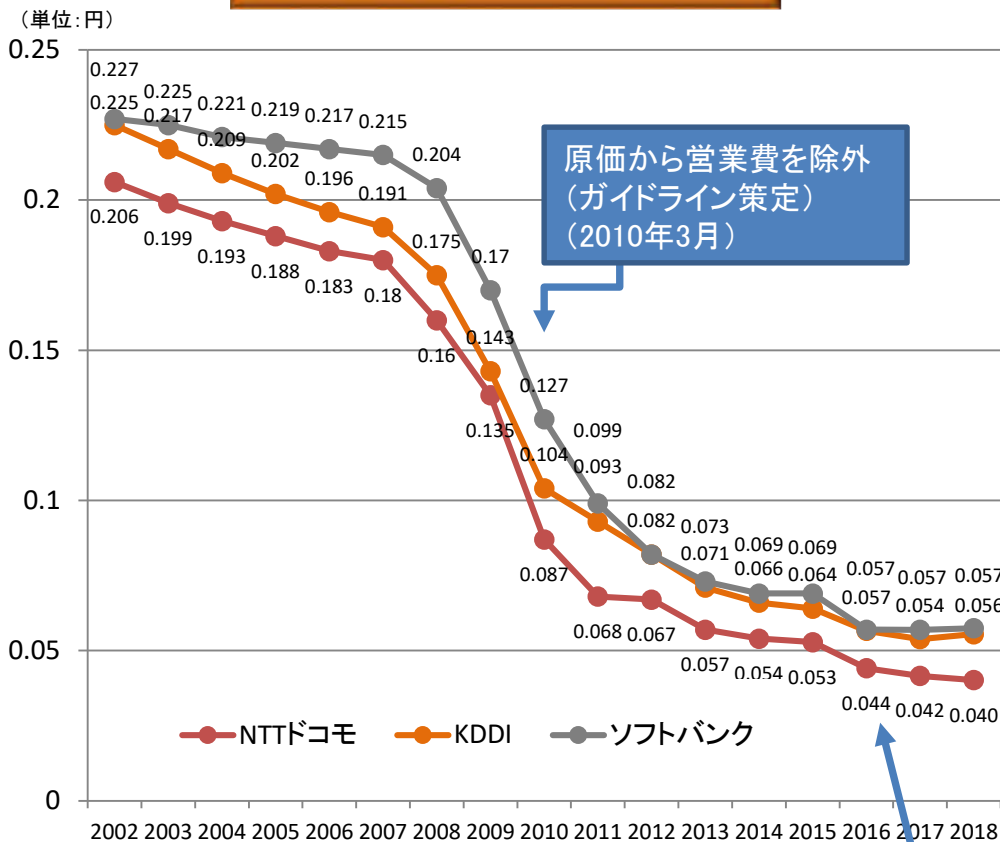
需要

(通信料等の実績値)

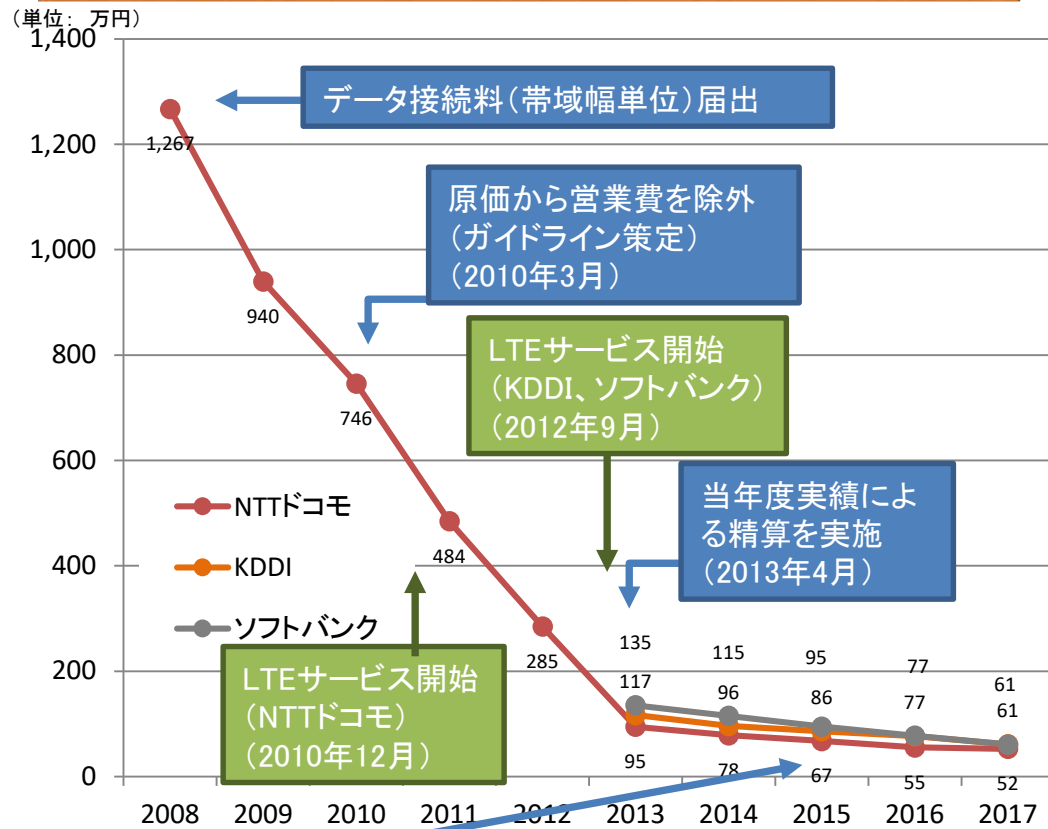
第二種指定電気通信設備制度における接続料の推移

- MVNOが支払うデータ接続料は、これまで一貫して減少。
- 2014年度から2017年度までの3年間では、約33～47%の減少。

音声接続料の推移(1秒当たり)



データ接続料(回線容量単位)の推移(10Mbps当たり・月額)



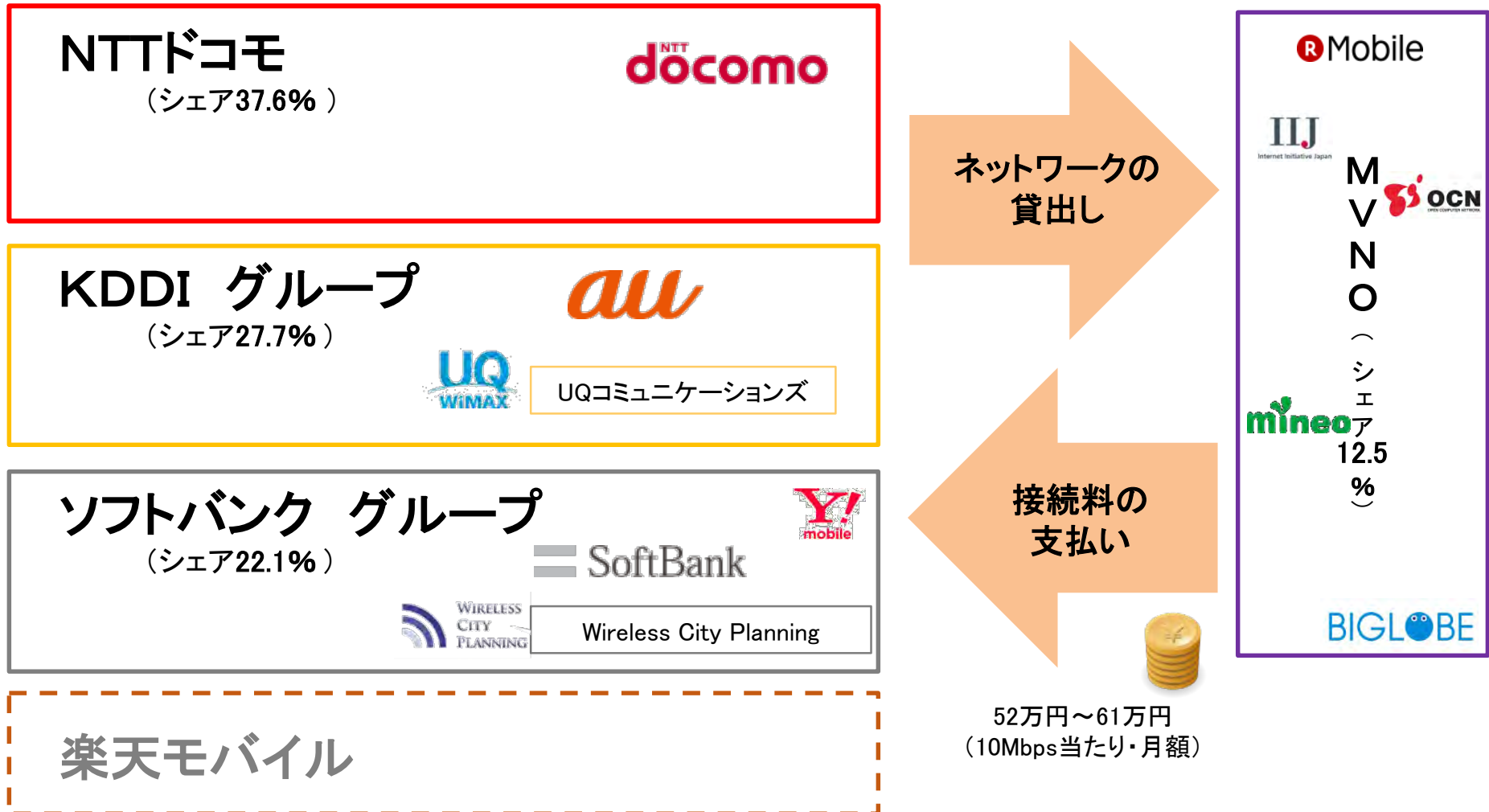
利潤の算定方法の見直し(省令改正)(2017年2月)

※ 2015年度の音声接続料及び2014年度のデータ接続料の値は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。

モバイル市場のシェアの現況

(2019年9月30日時点)

- 現在のモバイル市場は、実質的に大手携帯電話事業者(MNO)3グループに収れんしている。
 - ✓ MNOから設備を借りてサービスを提供する事業者(MVNO)のシェアは、12.5%。
- 楽天モバイル株式会社が、今後、MNOとして本格的にサービス提供開始予定。

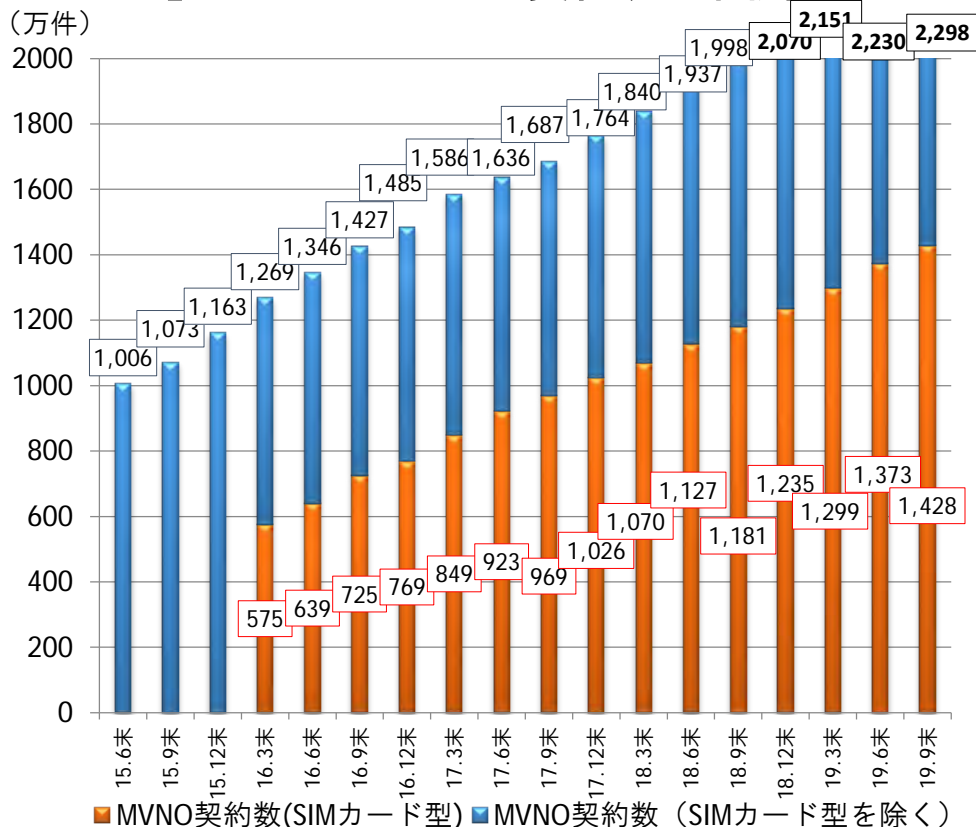


MVNOサービスの契約数の推移

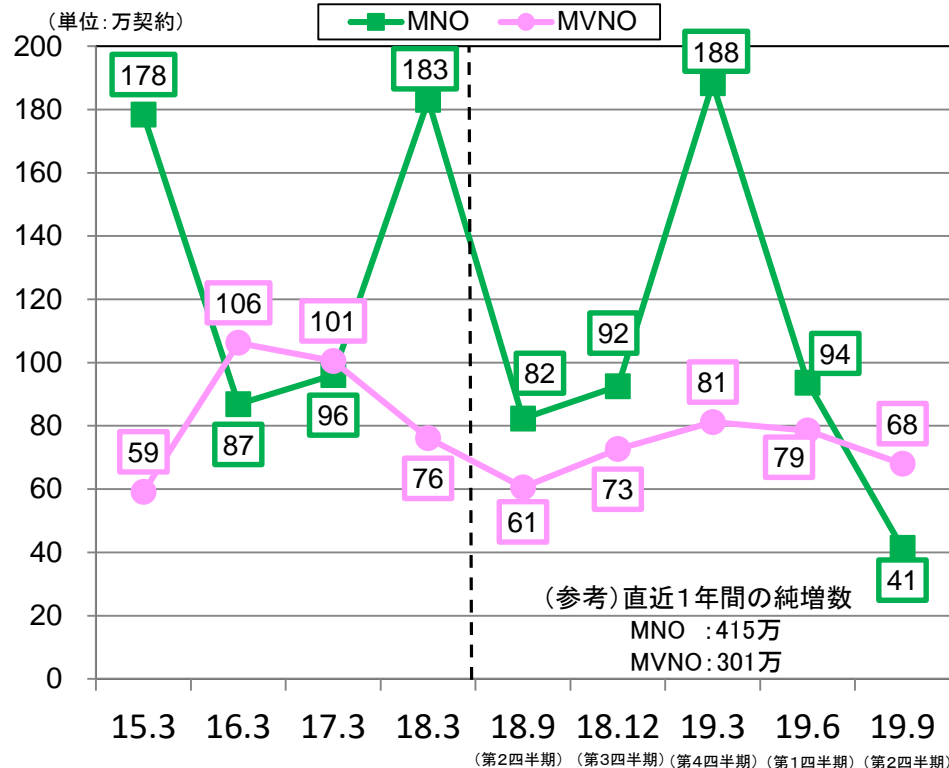
(2019年9月30日時点)

- MVNOサービスの契約数は、全体で2,298万(前期比+3.0%、前年同期比+15.0%)、SIMカード型で1,428万(前期比+4.0%、前年同期比+20.9%)であり、ともに増加傾向。
- 直近1年間の純増数は、MNO(415万)がMVNO(301万)を上回っている。

【MVNOサービスの契約数の推移】



【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO別の純増減数の推移】



※1 SIMカード型の契約数は、MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声サービスをSIMカードを使用して提供する形態のものを集計。契約数が3万以下のMVNOサービスは含まない。

※2 2015年12月末以前は青色グラフがMVNO契約数全体を示す。